

高知大学医学部臨床教授等の称号の付与に関する規則

平成16年4月1日
規則第52号

最終改正 令和2年2月3日規則第57号

(目的)

第1条 この規則は、高知大学医学部（以下「医学部」という。）における臨床教育等に協力する学外の医療機関等の優れた医療人に対する称号の付与等に関し必要な事項を定め、もって臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的とする。

(称号の種類)

第2条 称号の種類は、臨床教授、臨床准教授、臨床講師（以下「臨床教授等」という。）とする。

(称号の付与の対象者)

第3条 称号は、高知大学医学部医学科授業科目履修規則（平成16年4月1日施行）及び高知大学医学部看護学科授業科目履修規則（平成16年4月1日施行）に定める臨床実習等の指導に協力する医療機関等（以下「実習等協力機関等」という。）に所属する医療人に付与する。

(選考手続)

第4条 臨床教授等の選考は、医学部教授会の議を経て、医学部長が行う。

(選考基準)

第5条 臨床教授等として選考できる者は、医療機関等における豊富な臨床経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有するものとし、選考基準は別に定める。

(職務)

第6条 臨床教授等は、所属する実習等協力機関等において、臨床実習指導等必要な職務を行うものとする。

2 臨床実習指導等は、医学部と実習等協力機関等との間で作成された臨床実習の手引等に従い行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、臨床教授等が、医学部内で臨床実習指導等を行う場合にあっては、医学部の非常勤講師として採用するものとする。

(称号を付与する期間)

第7条 臨床教授等の称号を付与する期間は、別に定める。

(通知)

第8条 臨床教授等の称号の付与は、別紙様式による文書を交付して行うものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、臨床教授等の称号の付与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月20日規則第93号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日規則第8号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月3日規則第57号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別紙様式(第8条関係)

(氏名)

高知大学医学部 臨床教授
臨床准教授 の称号を付与する
臨床講師

期間は 年 月 日から 年 月 日までとする

年 月 日

高知大学医学部長